

新たな喫煙所の検討について

・当委員会でのご意見の要旨

平成 19 年 9 月 第 2 回中間答申

「路上喫煙禁止地区」にかかる考え方について(「喫煙設備のあり方について」)

①「路上喫煙禁止地区」指定に伴う喫煙設備の考え方

- ・効果的な啓発機能、P R 機能を有することが望まれる。
- ・「禁止地区」指定に伴う喫煙設備は、喫煙に起因する迷惑や危険に十分配慮して設置されなければならない。

②「禁止地区」指定に伴い設置する喫煙設備の設置場所の条件

- ・他人へ及ぼす迷惑や危険のおそれが高い場所であること。
- ・設備の面積がある程度広く、わかりやすい場所にあること。
- ・法規制をクリアしていること。

平成 25 年 6 月 答申 路上喫煙禁止地区にかかる考え方について

○喫煙設備についての留意点

新たな「禁止地区」の指定にあたっては、「禁止地区」における路上喫煙を規制するだけでなく、「マナーを守った喫煙」のための場所の確保（提供）も必要と考える。

そのため、できる限り、禁止地区内又は禁止地区に近い場所に、喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR 効果を持つ喫煙設備を設けられたい。

平成 26 年 10 月 答申 新たな「路上喫煙禁止地区」(都島京橋域)の指定について

○喫煙設備について

京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会（以下、「協議会」）では、議論の結果、禁止地区内に喫煙所は設けない意向を取りまとめたが、委員会としては、協議会の意向を尊重しつつも、禁止地区の区域が一定広範囲であることから、禁止地区内に喫煙所は設置すべきであり、そのことが「マナーを守った喫煙」を実現し、禁止地区指定による路上喫煙対策の実効性を高め、ひいては喫煙マナーの向上と地域の環境改善に資すると考えた。

よって、「協議会」と十分協議したうえで、禁止地区内に、喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、P R 効果を持つ喫煙設備を設けるよう答申した。

設置場所の検討について

心齋橋筋東側長堀通南
 心齋橋から近く大型観光バスから観光客が降車するエリアでもあり、乗降の迷惑になるため、不可



戎橋東千日前通北
 バスの降車口から近く、乗降の迷惑になるため、不可



道頓堀リバーウォーク
 河川管理者等関係先と調整中



千日前通中央分離帯
 建設局で使用を検討中であるため、不可



戎橋東千日前通南
 バスの降車口から近く、乗降の迷惑になるため、不可



- 凡 例**
- 既設禁止区域 (御堂筋)
 - 新設禁止区域 (心齋橋筋～戎橋筋)

報道発表資料 なんば駅周辺における空間再編 推進事業を実施しますー官民連携により車中心の 空間から人中心の空間へと再編しますー

ページ番号：423686

2018年2月15日

問合せ先：都市計画局開発調整部開発計画課（06-6208-7828）

大阪市では、地元町会や商店街、周辺企業等で構成される「なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会」とともに、官民連携による“車中心の空間から人中心の空間”の実現に向け、ミナミエリアの玄関口であるなんば駅前の道路空間の再編に向けた検討を進めてまいりました。

平成30年度は、なんば駅前空間の広場化及び駅周辺道路空間の再編に向けた設計に着手します。

なんば駅前を含むミナミエリアは、関西国際空港に直結する主要交通結節点であるとともに、多様な商業施設や観光資源が集積するなど、世界をひきつける観光拠点としての役割が期待されています。

本事業の実現により、新たな憩いの空間や魅力ある都市空間の創出、なんば駅前空間を拠点とした周辺エリアへの回遊性の向上をめざします。

【平成30年度予算額 4,700万円】新規

<整備スケジュール>（目標）

平成30年度（2018年度）	設計
平成31年度（2019年度）	工事着手
平成32年度（2020年度）頃	駅前空間（広場）部分のオープン

<これまでの経過>

平成23年6月 「なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会」設置
（地元町会、商店街、企業等）

平成27年12月 「なんば駅前広場空間利用検討会」設置
（有識者・地域団体・大阪市・大阪府・大阪商工会議所）

平成28年11月 「なんば駅周辺道路空間再編社会実験」実施
（地域団体・大阪市・大阪府・大阪商工会議所）

平成29年3月 「なんば駅周辺道路空間の再編に係る基本計画」策定
（なんば駅前広場空間利用検討会）

<整備エリア>

